

いじめ防止対策 基本方針

〈令和8年4月〉

四街道市立千代田中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、極めて深刻な問題である。さらに、いじめは一部の生徒のみの問題ではなく、「どの生徒にも起こりうる」ものであり、学校全体で向き合うべき課題である。

そのため、本校教職員は、いじめに対して「絶対に許さない」という強い姿勢を共有し、暴言・暴力その他の人権を侵害する行為を断固として排除するよう、日常の教育活動を通じて指導にあたる。また、生徒一人一人が安心して学校生活を送り、多様な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず「いじめのない学校」を実現することが我々教職員の使命である。

いじめを生まない学校づくりのためには、生徒が他者の痛みに関心し、共感し、建設的に関わる力を育てることが不可欠である。そのため、本校では、生徒の豊かな情操や道徳心、人権感覚を育む指導を学校全体で進めるとともに、自分の存在と他者の存在を等しく尊重し合える関係づくりを重視する。また、生徒が授業や行事に主体的に参加し、自己有用感や充実感を得られるよう、教師が共通理解のもとで学級・学年集団づくりに努める。

さらに、いじめの背景には、心理的ストレスや不安、人間関係のゆがみなど、多様な要因が潜んでいることに留意する必要がある。生徒がストレスに適切に対処し、困ったときには助けを求められるような力（援助希求能力）を育成することも、未然防止の観点から重要である。

本方針は、教職員、生徒、保護者、学校評議員等から幅広く意見を取り入れ策定したものである。すべての生徒を対象に、「いじめを決して許さない」という価値を徹底し、いじめを認知した場合には、本方針に基づき迅速かつ適切に対応し、必ず問題解決を図る。また、生徒および保護者には事実に基づく丁寧で誠実な説明を行い、虚偽の報告や事実の隠蔽は決して行わない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第二条＞

(1) いじめの理解：4つの視点と具体的行為

- ① 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」
- ② 「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。」
- ③ 「暴力を伴わないいじめであっても、繰り返し行われたり、多数から集中的に行われたりすると、暴力を伴ういじめと同様に生命または身体に重大な危険を生じさせうる。」
- ④ 「学級や部活動など、所属集団の構造的な問題、観衆として囃し立てたり面白がったりする存在、または周囲で黙認する傍観者にも注意を払い、集団全体として“いじめを許さない”雰囲気を形成することが必要である。」

(2) 「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」

いじめは、「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることができる。「暴力を伴ういじめ」は目に見えやすく、学校が把握して毅然とした対応をとる場合が多い。一方で、「暴力を伴わないいじめ」や「インターネットを通じて行われるいじめ」は見えにくいいため、見過ごされることが少なくない。

また、些細なトラブルがこじれて深刻ないじめへ発展したり、初めに被害を受けた生徒が仲間と共にやり返すことで加害へ転じることもある。これらは表面化しにくく、その場の注意だけでは解決に至らないことが多い。具体的には、次のような行為が挙げられる。

(3) 具体的行為（例）

- ① 無視や仲間はずれなど、心理的ないじめ。
- ② 暴力行為（強く殴る・蹴るといった明確な暴力に加え、ふざけているように見せかけて叩いたり、こづいたりする行為を含む）。
- ③ 悪口、からかい、冷やかしなど、言葉によるもの。
- ④ 嫌なことや危険なことを無理にさせる強制的行為。
- ⑤ 金品を奪う、物を隠す、壊すなどの行為。
- ⑥ 携帯電話・スマートフォン・パソコン等を利用したもの（悪口の書き込み、画像や個人情報無断掲載など、インターネットを通じて行われる行為）。

3 いじめ防止等への組織的対策について

- (1) 校内に「いじめ対策推進委員会」を置く。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど必要に応じて設置するものとする。
- (2) いじめ対策推進委員会は定期的にいじめの未然防止、早期発見、対処等いじめの問題に係る会議を行い、対応を協議するほか、必要に応じて臨時に招集し協議、対応すると共に記録簿を作成し、適切に保管・管理することとする。
- (3) 協議や対応する内容に応じて組織の構成については柔軟に対応していくこととする。

4 いじめの未然防止について

- (1) 豊かな感情を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもの育成に努める。
 - ① 自尊感情を育むとともに、他を思いやる心と強い心の育成を目指す。
 - ② 人権に対する正しい理解、偏見や差別のない学校生活に努める。
- (2) 年間を通じて、『「いのち」のつながりと輝き』を主題とし、「考え、議論する」ことを意識した道德教育の推進に努める。
 - ① 道德の授業では、意図的・計画的にいじめに関わる題材を取り上げ実践する。
 - ② 「いじめ撲滅キャンペーン」期間中は、DVD教材等を活用した授業を実践する。
- (3) 「生徒指導の機能」を生かした、わかる授業づくりに努め、問題行動の未然防止に努める。
 - ① 生徒に自己決定の場を与える。
 - ② 生徒の自己存在感や自己有用感を与える。
 - ③ 共感的な人間関係を育む。
 - ④ 安心、安全な風土の醸成に努め、お互いの個性や多様性を認め合える。
- (4) 定期的ないじめ講話やいじめ防止授業の実施
 - ① 集会で校長、教頭、生徒指導主事等が話す。
 - ② 学級、学年単位で授業を行う。

内容：・いじめの重大性に自ら気づき、主体的に行動できる生徒

- ・円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる生徒
- ・いじめについて、勇気をもって大人に相談することができる生徒
- ・傍観者とならず、いじめを止めるための行動をとることができる生徒

(5) 教育相談体制を整備し、生徒の悩みや変化に気づき、早期発見に努める。

- ① 定期教育相談を各学期に1回程度実施する。
- ② 毎回事前にアンケートを実施する。
- ③ 生徒が相談しやすいよう、環境や座り方に配慮する。

(6) 生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるような自治的活動に取り組む。

- ① クラス毎にいじめゼロ宣言を決定し、生徒集会の場でクラス毎の宣言をする。
- ② 環境委員会の呼びかけで、クラス毎にいじめゼロのポスターを掲示する。
- ③ イエローリボンキャンペーンを実施する。

(7) インターネットトラブル対策として、情報機器の持つ危険性やその使用法を学び、問題の解決を図る。

- ① 技術科の授業で情報モラル学習を実施する。
- ② 情報モラル教室（生徒・職員）を実施する。
- ③ 長期休業前に文書で保護者への啓発活動を行う。

(8) 保護者への啓発活動として、年度当初より学校のいじめへの認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。

- ① 学校だより、学年だより、ホームページを通して啓発活動を実施する。
- ② 保護者会等での啓発活動を実施する。
- ③ 「いじめのサイン発見シート」等で、いじめ問題に直面している子どもの変化の特徴を周知する。

(9) 職員研修を通して、いじめ対策や指導についての指導力の向上に努める。

- ① 教職員の不適切な発言や体罰がいじめの原因・助長になることがないようにする。
- ② 日頃から生徒同士の暴言や暴力に敏感になり、それを排除する。
- ③ 過度の競争意識、勝利至上主義等で生徒のストレスが高まり、いじめに発展することがないようにする。
- ④ いじめ防止に向けて適宜研修を実施する。

(10) 学校として、特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、新型コロナウイルス等に罹患している生徒や、それらに携わる家族を持つ生徒）について、教職員が生徒の特性を理解して情報を共有し、保護者と連携しながら必要な指導を組織的に行う。

5 いじめの早期発見について

いじめの問題を解消するためには、早期発見が極めて重要である。すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づくことが早期発見につながる。いじめは大人の目に触れにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装ったりするなど、気づきにくく判断が難しい形で行われることが多い。そのため、些細な兆候であっても早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知する姿勢が必要である。

また、いじめが生じた際には、本人及び周囲の生徒からの SOS が早期解決に大きくつながる。そこで、SOS の出し方教育を年間計画に位置付け、全ての生徒が「いじめられていること、いじめを通報することは恥ずかしいことではなく、相談・通報は適切な行動である」という意識を持てるよう、年度初めから指導を行う。

さらに、本人の申し出よりも周囲からの情報の方が得られやすいという認識を持ち、周囲の生徒からの情報も重視して指導にあたる。

(1) いじめの情報に敏感に対応する。

- ① 日頃から生徒の行動を注意深く見守り、気になる変化を発見する。
- ② 昼休みなど授業時間外の生徒同士の関わりを観察し、日常的に早期発見に努める。
- ③ 周囲の生徒や保護者から寄せられる情報を大切にする。
- ④ いじめが疑われる際の子どもの変化の特徴を学校だより等で示し、速やかに相談するよう啓発する。
- ⑤ 教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。

(2) 定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。

- ① 市教委作成の生徒・保護者向けアンケートを年3回実施する。
- ② アンケート結果は定められた保存期間（3年間、重大事態の場合は5年間）に従い管理する。

(3) 相談ポストを設置する。

- ① 相談室前に設置した相談ポストについて、生徒・保護者へ学校だよりや学級担任を通して周知する。
- ② 職員が定期的にポスト内を確認し、寄せられた相談内容に適切に対応する。

(4) 相談窓口の周知を行う。

- ① ホームページや学校だより等を活用し、学校内外の相談機関を周知する。
- ② いじめを含む相談窓口（青少年育成センター・スクールカウンセラー等）や学校（担任学年主任・生徒指導担当等）との連絡方法を学校だより等で保護者に案内する。
- ③ いじめに関する相談があった場合は、事実確認に努め、いじめか否かの判断を行う。ただし、判断は決して個人で行わず、必ず学校いじめ対策推進委員会に報告・相談する。

相談窓口	
・ 四街道市青少年育成センター	Tel 043-421-7867
・ 千代田中学校	Tel 043-423-4611
・ SC相談室（直通）	Tel 043-423-4647

(5) 教職員は相談・報告を確実に行う。

- ① 教職員は、いじめを発見した場合、または兆候を察知した場合には、速やかに学校いじめ対策推進委員会へ報告し、組織的対応を協議する。
- ② 得られた情報や対応方針は、管理職および全学年で共有し、学校全体として一貫した対応ができるようにする。

6 いじめを認知した場合の対応について（生徒指導提要に沿った改訂案）

いじめを認知した場合は、直ちに被害生徒および通報・訴えを行った生徒の安全を最優先に確保し、速やかに学校いじめ対策推進委員会（以下、対策委員会）に報告する。対策委員会は、事実関係の把握といじめ該当性の判断を組織的に行い、教職員への周知と共通行動の確認を行った上で、組織的に対応する。関係生徒・保護者には学校の基本方針に基づき対応することを丁寧に説明し、関係生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

【いじめを受けた生徒・保護者への対応】

(1) 方針決定と支援計画の策定

いじめの状況、生徒の心身の状態・関係、家庭状況等を踏まえ、対策委員会で指導・支援

方針を迅速に決定する。被害生徒の安全確保と回復支援、いじめの解消に至るまでの見直しを含む対処プラン（ケア計画）を策定し、確実に実行・見直し（PDCA）を行う。

（２）被害生徒・保護者への支援

- ① 事実確認で把握した内容を、用語や根拠を明確にしつつ丁寧に説明する。
- ② 学校の指導・支援方針を説明し、協力を依頼する。
- ③ 必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等につなぐ。
- ④ 深刻化や二次被害の防止のため、必要に応じて警察や関係機関に相談・連携する。
- ⑤ いじめを契機に不登校となった場合は、いじめの解消に向けた対応に加え、保護者や関係機関と連携して在籍校での学びの保障・段階的な復帰支援など不登校支援を充実させる。

（３）被害生徒の安全確保と信頼関係の構築

- ① 「いじめを決して許さない」「解決まで最善を尽くす」姿勢を明確に示し、不安の軽減に努める。
- ② 加害に関与した生徒からの物理的・心理的な圧力を防ぐため、複数教職員での見守りや校内動線の配慮等、具体的な安全配慮を講じる。
- ③ 信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の支援者等）との連携を確保し、いつでも相談できる体制を整える（SC等の紹介を含む）。

（４）事実確認と記録管理

- ① 複数の教職員で組織的に対応し、関係生徒および関係教職員からの聴取を原則２名体制で個別に行い、時系列を含めて正確に把握する（誰が、いつ、どこで、何を、どのようにに等）。
- ② 得られた情報を整理し、記録様式に基づき適切に保存・共有する。
- ③ 確定した事実に基づき調査結果をとりまとめ、被害生徒・保護者へ必要な範囲で適切に情報提供する。

7 指導について（加害に関与した生徒等への対応）

【いじめを行った生徒に対して】

(1) 行為に対する毅然とした指導

- ① 行為の振り返りを行い、いじめの問題性と影響を理解させる。
- ② 被害生徒や通報者等への圧力・報復行為を厳に禁止し、再発防止の具体策を示す。
- ③ いじめは人権侵害であり、内容によっては犯罪に該当し得ること、刑事責任や損害賠償責任を問われる可能性があることを理解させる。
- ④ 必要に応じ、保護者同席のもとで謝罪の機会を設けるなど、関係修復を支援する（被害生徒・保護者の意向と安全に最大限配慮する）。
- ⑤ 悪質性や継続性が認められる場合には、出席停止の措置や警察等との連携を含め、学校設置者の方針に基づき毅然と対応する。

(2) 背景理解と成長支援

- ① 被害生徒の苦痛への共感を促し、加害行為の自覚を持たせる。
- ② いじめに至った心情や集団内での位置づけ等をアセスメントし、今後の具体的な行動改善計画を立てさせる。
- ③ 必要に応じて SC・SSW 等の専門職と連携し、継続的な指導・支援を行う。

【いじめを行った生徒の保護者に対して】

(1) 協力体制の構築

- ① 事実関係の確認後、速やかに保護者へ報告し、学校と連携した解決への協力を求める。
- ② 必要に応じて当該生徒同席で事実確認を行い、以後の対応方針を共有する。

(2) 子どもの成長支援の視点

- ① いじめの背景にある課題にも目を向け、当該生徒の安心・安全と健全な人格形成に配慮した関わりを求める。
- ② 反省すべき点の改善とともに、長所の承認・伸長を図る支援について助言する。

(3) 対応が困難な場合

- ① 必要に応じて個別の指導計画を作成し、段階的な指導を行う。
- ② 出席停止や関係機関（警察等）との連携を含む措置を検討する。

【傍観者（周囲の生徒集団）への対応】

(1) 傍観の問題性の理解

- ① 傍観がいじめの深刻化を招くことを理解させ、見て見ぬふりは許されないことを指導

する。

②教師や保護者への相談は正しい行動であることを、教育活動全般で繰り返し教える。

(2) 「いじめを許さない」規範意識の醸成

①すべての教育活動を通じて相互の良さを認め合う人間関係を育成する。

②いじめ発生時に止めるための具体的行動（その場の制止、安全な通報・相談、信頼できる大人への伝達等）の重要性を理解させ、被害者に寄り添う態度を育む。

【いじめの解消について】

(1) 「解消」の判断

国の基本方針に基づき、必要に応じて個別事情も勘案して判断する。解消と判断した後も、被害生徒・加害生徒双方を継続して観察・支援する。

(参考：国の基本方針)

- ① いじめ行為が止んでいること：心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（目安：少なくとも3か月。ただし、被害の重大性等により長期を設定することがある）。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと：判断時点で被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること（被害生徒本人および保護者への面談等により確認）。

8 重大事態への対処について

重大事態

- (1) 生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 軽症で済んだものの、自殺を企図した。
 - ③ 身体に重大な被害を負った場合。
 - ④ 刃物で刺されそうになったが、回避した。
 - ⑤ おう吐などの心因性の身体反応が続く。
 - ⑥ わいせつな画像等がインターネット上に拡散された。
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合

- ①金銭を要求され、お金を渡した。
- (4) 転学等を余儀なくされた場合
 - ①欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転校した。
- (5) 登校できない状態が続き、その日数が年間30日を超えた場合
- (6) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合

＜法および国基本方針、第28条1項1号、2号定義より＞

重大事態の調査に当たっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに以下の

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）

「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。

事実関係の確認

- (1) 確認は「いじめ対策推進委員会」のメンバー、関係生徒の担任及び学年主任を中心に、要因となったいじめ行為の態様（いつ・誰から・どのように）と学校・教職員の対応を、速やかに調査・確認する。
- (2) 事実関係確認後の対応
 - ①重大事態であると確認した場合には、直ちに学校内及び市教育委員会に報告・連絡する。
 - ②一報後、改めて文書により報告する（認知・調査に係る報告書、事案により事故報告書）。
 - ③ 学校いじめ対策推進委員会を招集する（弁護士等の第三者を含める）。
 - ④ 市教育委員会、警察、児童相談所等との連携は、教頭を窓口に行う。
 - ⑤ 電話等の外部からの問い合わせ対応は教頭が行い、一般職員の対応を統一する。
 - ⑥ 全校生徒や保護者への説明は、被害生徒や情報提供生徒を守ることを最優先しながら、虚偽や隠蔽をすることなく、丁寧かつ誠実に行う。

9 公表・点検・評価等について

- (1) 作成したいじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- (2) いじめに関する調査や分析を行い職員会議等で提示する。
- (3) 年度末にいじめ防止の取組について評価し、必要に応じて基本方針を見直し修正す

る。

(4) アンケート調査、個人面談、いじめ認知と対応、校内研修など取り組み状況を学校評価項目に設定し、PDCA サイクルで改善を図る。

1.0 年間活動計画 (予定)

	学 校 行 事	いじめ問題に関する活動
4月	入学式 授業参観・保護者会 情報モラル教室 SOS の出し方教育 いじめに関する校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針を全職員で確認 ・保護者へいじめ防止基本方針の説明(保護者会) ・情報モラル教室(スマートフォンの利用) ・SOS の出し方教育を全校集会にて実施 ・職員会議で実施 ※ <u>週1回の生徒指導会議(管理職・生徒指導部・養護)の中でいじめに関する定例会議を実施</u>
5月	生徒総会 体育祭 学校開放日・部活動保護者会 いじめアンケート① 教育相談1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会でいじめ撲滅宣言の確認 ・体育祭を通じた人間関係づくり ・1・2年:校外学習を通じた人間関係づくり ・教育相談アンケート、定期教育相談
6月	学校いじめ対策推進委員会 全校集会 1・2年校外学習	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会作成のもの(生徒・保護者)・現状確認 ・いじめ調査をもとに、管理職・生徒指導部・養護教諭・学年主任で対策会議の開催 ・いじめ講話(全校集会) ・1・2年:校外学習を通じた人間関係づくり
7月	三者面談 SOS の出し方教育	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への聞き取り ・SOS の出し方教育を全校集会にて実施
8月	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修(具体的な事例を用いる)
9月	3年修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・3年:修学旅行を通じた人間関係づくり
10月	生徒会選挙 合唱祭 いじめアンケート② 教育相談2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会としてのいじめ0宣言づくり ・合唱祭を通じた人間関係づくり ・教育相談アンケート、定期教育相談
11月	いじめ撲滅キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットによる生徒用アンケート、現況の確認 ・いじめ撲滅宣言の発出、掲示・キャンペーンの実施
12月	保護者会 SOS の出し方教育	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 ・SOS の出し方教育を全校集会にて実施
1月	教育相談3回目 入学説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート、定期教育相談 ・いじめ防止対策基本方針の説明
2月	いじめ調査3回目 職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットによる生徒用アンケート、現況の確認 ・いじめ防止対策基本方針の見直し
3月	保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者からの情報を確認